

年度初めの被扶養者手続を忘れずに

ご家族の扶養状況をご確認ください

年度の変わり目であるこの時期は、就職・退職、転居などによる**ご家族の扶養状況の変化**や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う**配偶者との収入逆転**が生じることが多くあります。これらの場合は、被扶養者の認定や認定取消といった手続が必要となりますので、速やかに手続を行ってください。**手続が遅れると、医療費等の返還が生じたり、認定事由発生日からの認定ができなくなる恐れがあります。**新年度を迎えるに当たり、改めてご家族の扶養状況の確認をお願いいたします。

「130万円の壁」への対応について

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みが作られました。**詳細については、公立共済のホームページをご確認ください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826